令和6年度第3回企画展

「普選」と「婦選」

―選挙権の拡大とその歴史―

入場無料

予約不要

期間中無休

令和7年1月18日(土)▶2月24日(月)(休)

開催時間：午前9時15分～午後5時

会場：国立公文書館東京本館1階展示ホール

Facebook X(Twitter) YouTube Instagram

https://www.archives.go.jp/

記録を守る、未来に活かす。

独立行政法人
国立公文書館
NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園 3-2
TEL：03-3214-0621

令和6年度第3回企画展
「普選」と「婦選」
―選挙権の拡大とその歴史―

令和7年（2025）は、大正14年（1925）に満25歳以上の男子に選挙権が与えられた改正衆議院議員選挙法（普通選挙法）が公布されてから100年、昭和20年（1945）の同法改正で婦人参政権（女性参政権）が認められてから80年となる年です。本展では、近代日本において選挙権がどのように拡大していったのか、その歴史を当館所蔵資料を中心に辿ります。

男子普通選挙が実現する

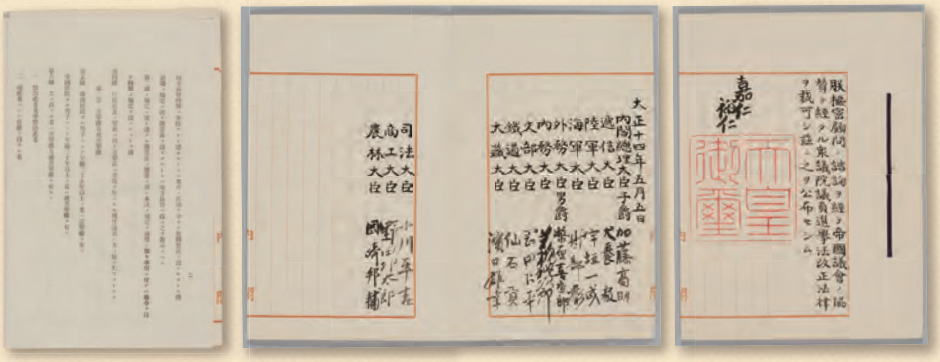

大正14年5月に衆議院議員選挙法改正法律が公布されます。第5条で「帝国臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者ハ選挙権ヲ有ス」として、納税に関する規定が削除され、男子普通選挙が実現しました。画像は同法の御署名原本です。大正天皇の御名と摂政宮（後の昭和天皇）の御署名や国務大臣の副署、選挙権について定めた条文が確認できます。

女性の政治参加に関する請願が提出される

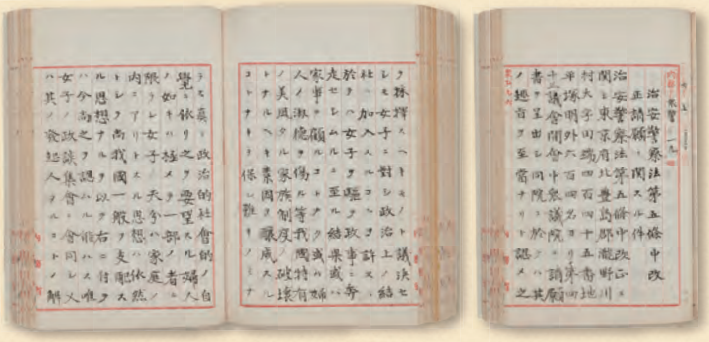

大正10年（1921）、平塚明（らいてう）らは、女子の政治結社への加入と政談集会への参加を禁じた治安警察法第5条の改正を求める請願を衆議院に提出しました。画像は、これを採納しない旨を閣議決定した際の文書です。

この文書では、女子の政治結社への加入は認められないが、政談集会への参加解禁は異議なしとしており、現在その改正に向けて慎重に審議中のため、今回は請願を採納しないと記されています。その後、大正11年に治安警察法が改正され、女子の政談集会への参加が認められました。

女性参政権が認められる

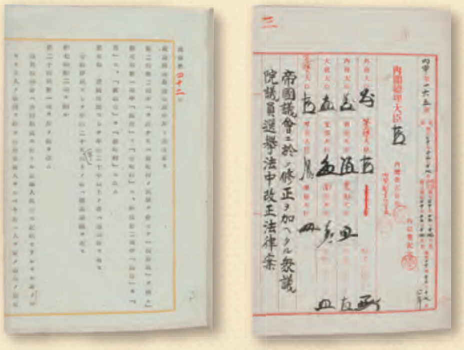

昭和20年12月、衆議院議員選挙法が改正され、女性にも男性と同じ条件で参政権が認められました。画像は改正法公布時の閣議書で、選挙権、被選挙権に関する条文から「男子」が削除されるとともに、選挙権は20歳以上、被選挙権は25歳以上と、それぞれ引き下げられました。

展示解説会
日時：1月27日（月）、2月12日（水）（いずれも午後2時～）
事前申込制、詳細は国立公文書館HPを御覧ください。

予告
令和7年春の特別展「書物がひらく泰平―江戸時代の出版文化―」（仮）
令和7年3月下旬～5月中旬

当館所蔵資料を用いた学習コンテンツを公開予定
令和7年1月に、「男子普通選挙」「女性参政権」をテーマとする中高生向け学習コンテンツ（動画・クイズ・資料集）を、当館HPに公開予定です。
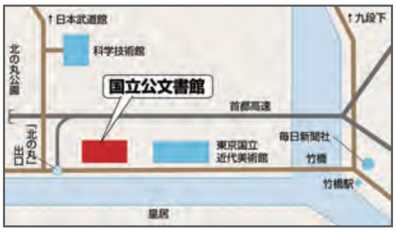
独立行政法人
国立公文書館
NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN
〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園3-2
TEL:03-3214-0621
アクセス▶東京メトロ東西線竹橋駅下車[1b出口] 徒歩5分